

事業主の皆様へ

毎年ご記入いただいている高年齢者雇用状況報告の⑮欄の内容が変更になりました

○昨年の報告書

⑮ 今後1年間の定年到達者等の見込み	(a) 定年到達予定者の総数 (b)+(c)+(d)	(b) 定年による離職予定者数(継続雇用を希望しない者)	(c) 継続雇用予定者数	(d) 継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職予定者数	(e) 継続雇用の終了による離職予定者数
	6人	1人	5人	0人	2人

○今年の報告書

⑮ 過去1年間の定年到達者等の状況	(a) 定年到達者の総数 (b)+(c)+(d)	(b) 定年による離職者数(継続雇用を希望しない者)	(c) 継続雇用者数	(d) 継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職者数	(e) 継続雇用の終了による離職者数
	5人	1人	3人	1人	4人

昨年までは、⑮欄は**今後1年間の定年到達者等の見込み**についてご記入いただいておりますが、今年から**過去1年間の状況**をご記入いただくこととなりました。

平成21年6月1日から平成22年5月31日までに定年を迎えられた方の継続雇用の状況及び定年後の継続雇用制度の上限年齢を迎えられて離職された方の状況をご記入くださいますようお願いいたします。

厚生労働省では、皆様からご報告いただいた内容を高年齢者雇用確保措置に関する指導・助言や各種施策の企画立案等の際に活用させていただいております。裏面の記入上の注意事項及び記入要領をご覧ください、正確な報告にご協力をお願いいたします。

厚生労働省／都道府県労働局／ハローワーク

継続雇用制度の対象者の基準について労使協定を締結していない中小企業(300人以下)の事業主の皆様へ

～高年齢者雇用状況報告のこちらにチェックした場合は～

⑩ 継続雇用制度

(イ) 就業規則等で継続雇用制度を定めている
 → a 継続雇用先 (イ) 自社 (ロ) 子会社等 (ハ) 自社及び子会社等
 → b 対象
 →
 (イ) 希望者全員を対象(歳まで雇用。
 更に基準に該当する者を 歳まで雇用。
 基準の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
 (ロ) 基準に該当する者を対象(6.5 歳まで雇用。
 基準の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)
 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)

継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を就業規則等により定めることができる経過措置は平成23年3月31日で終了し、平成23年4月1日以降の同基準は労使協定により定める必要があります。

今年度中(平成23年3月まで)に、

- ① 定年の定め廃止または引上げ
 - ② 希望者全員を継続雇用する制度の実施
 - ③ 継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準について労使協定を締結
- の**いずれか**の措置を講じてください。

労使協定の締結を行う場合

- ① 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合と労使協定を締結してください。
- ② 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結して下さい。労働者の過半数を代表する者は、投票、挙手等労働者の過半数がその選任を支持していることが明確になるような民主的な手続を経て選出される必要があります。また、労働者を監督又は管理する地位にある者は代表として選任できません。

労使協定の締結に関するご相談等がある場合は、お近くのハローワークまでご連絡ください。

厚生労働省／都道府県労働局／ハローワーク

高年齢者雇用状況報告書の記入にあたって注意が必要な点をまとめました。 記入要領とあわせてご参照いただき、正確な記入にご協力をお願いいたします。

平成21年度より、産業分類が変更されていますのでお間違えの無いようお願いいたします。産業分類については、記入要領の29頁をご覧ください。

定年がない場合は、⑩、⑪、⑫、⑮欄は記入せず空欄でご提出ください。定年がある場合は、(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかをチェックし、年齢を記入してください。(記入要領5頁参照)

継続雇用制度が希望者全員を対象とする制度であって、更にその最高年齢に到達したのちも一定の基準に該当すれば引き続き雇用される場合は記入例のように記入します。最初から一定の基準に該当する者のみ雇用する制度の場合は(ロ)をチェックし、年齢を記入するとともに基準の根拠(a)、(b)のいずれかをチェックしてください。⑪欄も同様です。(記入要領7頁参照)

就業規則等に、継続雇用制度の上限年齢を段階的に引き上げることを規定している場合は、現在の制度の内容を⑩欄に記入し、最終的な制度の内容については、⑪欄にご記入ください。

⑤企業規模と⑬常用労働者数は一致します。パートやアルバイトの方も、一定の要件を満たせば常用労働者に含まれます。常用労働者の定義については記入要領の4頁をご覧ください。

新たに継続雇用制度を導入する予定がある場合、すでにある継続雇用制度を改定する予定がある場合、又は就業規則に継続雇用制度の上限年齢の段階的引き上げが規定されている場合にご記入ください。

導入予定及び改定予定がない場合は、「導入・改定予定なし」にチェックしてください。

この欄は⑧欄や⑩欄に記入した継続雇用制度以外の仕組みで70歳以上まで働ける企業を把握するためのものですので、定年または⑩欄に記入した継続雇用制度で70歳以上まで働くことができる場合は、記入しないでください。

平成21年6月1日から平成22年5月31日までに定年、継続雇用の終了または解雇等により離職された方の状況をご記入ください。

今年から、今後1年間の見込みではなく、過去1年間の状況を記入していただくことになりました。平成21年6月1日から平成22年5月31日までの間に定年となった方及び定年後の継続雇用の上限年齢をとなつて離職された方についてご記入ください。

定年がない企業は記入せず空欄とし、定年のある企業で定年到達者がいなかった場合は(a)欄にゼロをご記入ください。また、(a)=(b)+(c)+(d)となりますので提出前にご確認をお願いいたします。

様式第2号 公共職業安定所コード番号 (公共職業安定所で記入すること)

高年齢者雇用状況報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和38年法律第110号)の規定により、平成22年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 監 平成22年6月4日

①(フリガナ) カブシキガイシャ マルヒッコウケン ②(フリガナ) ヤマキキョウロウ
名称(法人の場合) 株式会社 〇〇百貨店 代表者氏名 山本 一郎
又は
(氏名(個人事業の場合))
③住 所 〒(100-8916) 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
(法人にあっては土地の事業所の所在地)
電話番号 03(5253)〇〇××
FAX番号 03(5253)××〇〇

④産業分類 5:6 ⑤企業規模 イ 〇 1~30人 〇イ 301~500人
イロ 31~50人 〇ロ 501~1,000人
イハ 51~100人 〇ロハ 1,001~5,000人
イニ 101~300人 〇チ 5,001人~

⑥労働組合の有無 あり なし
⑦雇用保険適用 1:3:0:1 〇× 〇〇×

⑧定年に関する事項の状況
定年 定年あり ⑧定年 (イ) 法定年一年齢 64歳
イ(イ) 職種別定年・定年により離職することとなる最低年齢 歳
イロ (ロ) 選択定年一選択可能な最高年齢 歳
イハ 改定予定あり(平成 年 月より 歳)
イロ 廃止予定あり(平成 年 月以降止)
イハ 改定又は廃止を検討中(イ) 社内検討中 (ロ) 労使協議中
イニ 改定・廃止予定なし

⑨継続雇用制度
イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
a 対象雇用先 イ 自社 ロ 子会社等 ハ 自社及び子会社等
対象者 イ 希望者全員を対象(6.5 歳まで雇用、更に基準に該当する者を 9.5 歳まで雇用、基準の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 (b) 労使協定を締結せず就業規則等の根拠)
ロ 就業規則に定める対象(歳まで雇用、基準の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 (b) 労使協定を締結せず就業規則等の根拠)
ロ 就業規則等に就業規則等から労使協定に改定(予定)(平成 年 月より)継続雇用制度の導入・改定を検討中(イ) 社内検討中 (ロ) 労使協議中
ロ 継続雇用制度の導入・改定予定なし
イ 希望者全員を対象とする制度や基準に該当する者を対象とする制度ではないが、自社又は子会社等で70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている。
対象者 イ 会社が必要と認める者を雇用、
ロ その他何らかの方法で決めた対象者を雇用、
ハ 自社又は子会社等以外の企業で70歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている。(対象者の選定方法については問いません。)
ハ 制度として導入していない。
イ 上記イ又はロの制度を含め、70歳以上まで働ける制度の導入(予定)あり、
ロ 上記イ又はロの制度を含め、70歳以上まで働ける制度の導入を検討中。(検討中の他のある場合を含みます。)
ロ 就業規則等に定めはしていないが、70歳以上まで雇用する慣行がある。

⑩常用労働者数 総数 327人
45~54歳 215人 55~59歳 58人 60~64歳 25人 65歳~ 18人 11人

⑪過去1年間の離職者の状況
定年、継続雇用の終了又は解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 16人
うち求職活動支援書を作成した対象者数 10人(うち希望者等による45歳以上65歳未満の離職者数4人)

⑫過去1年間の定年到達者等の状況
(a)定年到達者の総数 (b)定年による離職者数(継続雇用を希望しない者) (c)継続雇用者数 (d)継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職者数 (e)継続雇用の終了による離職者数
5人 1人 4人 0人 4人

高年齢者雇用推進者 役職 人事部長 氏名 鈴木 次郎 記入担当者 所属部署 総務課 氏名 佐藤 三郎

名称及び代表者氏名をゴム印で押印される場合は、2枚目以降にも忘れずに押印をお願いいたします

継続雇用先も忘れずにご記入ください。定年まで雇用されていた企業の場合は(イ)を、当該企業の連結財務諸表制度における子会社や連結子会社で継続雇用を行う場合は(ロ)を、両方ありうる場合は(ハ)をチェックしてください。

「基準の根拠」は、基準に該当する者を対象とする継続雇用制度の場合に記入します。希望者全員を継続雇用する制度のみで対象者を限定しない場合は記入しないでください。

運用により継続雇用を行う場合とは、定年になった従業員を引き続き雇用することがあるが、そのことについて特に明文の規定がないことをいいます。

労使協定は、時間外労働の協定(いわゆる三六協定)と同様のものであって、(ただし労働基準監督署に届け出る必要はありません)就業規則を労働基準監督署に届け出る際の労働者代表の意見書とは別のものですのでご注意ください。

(イ)は、就業規則等に「会社が必要と認める者」を継続雇用するという規定はあるものの、その対象者の客観的な選考基準がない場合をいいます。

(ロ)は(イ)以外で客観的な選考基準はないが、一部の従業員を70歳以上まで継続雇用する制度がある場合をいいます。

一部の従業員を70歳以上まで雇用することがあるが、そのことについて特に明文の規定がない場合はこちらにチェックをお願いします。

こちらには、求職活動支援書を作成した方のうち、離職理由が解雇等のほか、定年や継続雇用の終了による離職者に対して作成した場合も含めてご記入ください。

自己都合で退職した場合は含みません。

こちらには、求職活動支援書を作成した方のうち、離職理由が解雇等の方のみご記入ください。

希望者全員を継続雇用する制度を設けている場合は、この欄は必ずゼロとなります。

定年後の継続雇用制度で雇用された方がその上限年齢になって退職した場合にご記入ください((a)欄の外数です)。

継続雇用を希望せず、そのまま退職した方、または、企業に継続雇用制度がないため定年退職した方の人数をご記入ください。

※記入要領も必ずご覧ください。